

業務及び財産の状況に関する説明書類

(公認会計士法第 34 条の 16 の 3 第 1 項に規定する公衆縦覧書類)

第 50 期会計年度

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日)

公衆縦覧開始日 2025 年 7 月 22 日

協立監査法人

目次

一. 業務の概況	3
1. 監査法人の目的及び沿革	3
(1) 監査法人の目的	3
(2) 監査法人の沿革	3
2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別	3
3. 業務の内容	4
(1) 業務概要	4
(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項	4
(3) 監査証明業務の状況	4
(4) 非監査証明業務の状況	4
4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況	4
(1) 業務の執行の適正を確保するための措置	4
① 経営の基本方針	4
② 経営管理に関する措置	5
③ 法令遵守に関する措置	5
④ その他	5
(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況	5
① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況	5
② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況	5
(3) 業務の品質の管理の状況等の評価	5
① 基準日（会計年度中の一定の日）	5
② 業務の品質の管理の目的	6
③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置	6
ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持	6
イ. 業務に係る契約の締結及び更新	6
ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任	6
エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分	6
オ. 業務の実施及びその審査	7
カ. 業務に関する情報の収集及び伝達	7
キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ	7
ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化	8

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施	8
コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善	8
④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由	8
⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容	8
(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置	8
(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー））を受けた年月	8
(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認	8
5. 公認会計士（大会計等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は法第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項	9
6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項	9
二. 社員の概況	9
1. 社員の数	9
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成	9
三. 事務所の概況	9
四. 監査法人の組織の概要	10
五. 財産の概況	10
1. 売上高の総額	10
2. 直近の二会計年度の計算書類	10
3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書	10
4. 供託金等の額	10
5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容	10
六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称	11

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 50 期令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

監査法人名 協立監査法人

所在地 大阪市中央区瓦町三丁目 4 番 8 号

代表者 朝 田 潔

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

公認会計士法第 2 条第 1 項の業務

公認会計士法第 2 条第 2 項の業務

(2) 監査法人の沿革

昭和 25 年 8 月 公認会計士浜本貞芳が公認会計士浜本貞芳事務所を滋賀県大津市にて設立

昭和 40 年 7 月 同事務所の職員であった大矢正和、稲葉竜夫及び坪田亘義の 3 名が公認会計士
大矢・稲葉・坪田共同事務所を設立 故浜本貞芳の業務を継承

昭和 40 年 11 月 事務所を大阪市西区に移転

昭和 44 年 4 月 事務所名を公認会計士大矢共同事務所に変更

昭和 49 年 4 月 事務所を大阪市南区に移転

昭和 50 年 4 月 協立監査法人を設立

昭和 60 年 10 月 事務所を大阪市東区に移転

平成元年 2 月 事務所を大阪市中央区に変更され、現在に至る

平成 16 年 1 月 従たる事務所として東京事務所を設置.代表社員朝田潔が東京事務所長に就任

令和 4 年 4 月 令和 4 年 4 月 1 日に神明監査法人と合併し、協立神明監査法人となり、
神戸事務所を設置

令和 6 年 7 月 協立監査法人に名称変更

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

第50期（令和6年4月1日～令和7年3月31日まで）
当法人における業務は財務諸表の監査証明を主な目的とし、会社法及び金融商品取引法に基づく監査証明業務の関与先26社、それ以外の監査証明業務関与先20社、その他非監査証明業務関与先20社で、当期中に関与先が2社増加・1社減少いたしました。
当期における業務収入高は前期に比し、7,035千円（12%）増収となり、518,605千円を計上いたしました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

なし

(3) 監査証明業務の状況

令和7年3月31日現在
（会計年度末日）

種 別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	16社	15社
②金商法監査	1	—
③会社法監査	9	—
④学校法人監査	4	—
⑤労働組合監査	6	—
⑥その他の法定監査	6	—
⑦その他の任意監査	4	—
計	46	15

(4) 非監査証明業務の状況

大会社等 1社

その他の会社等 20社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

高品質・プロフェッショナルかつリーズナブルなサービスを誠実に、信頼を得られるようクライアント及び社会に提供することを目標とし、監査するにあたっては、品質管理を最優先とすることを行動指針としております。
又、私たちの事務所はメンバーシップとして、又職業的専門家としての自由な発想・発言を大切にしております。決して保守的・硬直的な考え方を持たないように心掛けております。また各会議では自由闊達な議論を通じてお互いの知見を高めるようにしております。

② 経営管理に関する措置

法人の経営機関、評価機関を担っているのは理事会であります。理事会は代表社員により構成され、経営執行を行う理事と評価監督を業務とする監事で構成しております。理事会の上位に位置するのが社員会であり、理事会及び理事長の行動規範を監視するガバナンス体制をとっております。

社員会は、出資者である社員により構成されており、当法人にとって重要事項を決定する機関となっております。社員会は一般事業を行っている株式会社における株主総会に該当いたします。

株主総会と大きく相違する点は、社員は出資者であると同時に、監査業務の執行者であるという点です。社員会規程により社員会で決定する重要事項が定められておりますが、社員会は理事会の運営を監視する組織としても効果のあるものとして位置付けられています。

事務所全体の品質管理体制、個別監査業務の品質担保するため品質管理部を設置しております。また、品質管理担当責任者については一定の監査業務の制限を行っております。

公認会計士	特定社員	合計
12人	0人	12人

③ 法令遵守に関する措置

コンプライアンス方針書で次のように定めております。

- ・経営理念、行動指針に基づき、あらゆる法令、法規、社内規定、社内規則を遵守することを優先いたします。
- ・反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨みます。
- ・人権を尊重し、性別、年齢等による差別やハラスメント行為は行いません。
- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき特定業務、特定取引に該当する場合は本人確認等を実施いたします。

④ その他

理事会：経営執行を行う理事及びその代表である理事長と、評価、監督機関を担う監事により構成され、定期的に毎月1回のほか臨時で開催いたします。

社員会：社員全員で構成される最高意思決定機関であり、定時（毎年5月）、定例（年2回）、臨時で開催いたします。

- (2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人は、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するため、専任の部署として品質管理部を設置しております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理部は、監査部より独立した組織であり、品質管理担当責任者は、一定の監査業務の制限を行っております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025年3月31日

② 業務の品質の管理の目的

- ・当法人の目的は、当法人が実施する監査及びその他の保証業務に関し、以下の合理的な保証を提供するために、当法人が品質管理システムを整備し運用すること。
- ・当法人及びその専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務及びその他の保証業務を実施すること。
- ・当法人又は業務責任者が状況に応じた適切な報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

(職業倫理)

当法人は、当法人や社員、職員が誠実に、公正に行動するためによって立つべきコンプライアンス方針書を定めています。また、倫理規則等の理解を深めるため、公認会計士協会の全社員及び職員を対象とした職業倫理に関する研修を定期的の実施しております。

(独立性)

国の法令及び日本公認会計士協会の倫理規則並びに国際会計士倫理基準審議会が公表する職業会計士のための国際倫理規程を踏まえ、独立性の方針又は手続に関する理解を徹底させるため、全社員及び職員を対象とした独立性に関する研修を定期的の実施しております。

(ローテーションの方針及び手続)

業務執行社員のローテーションに関しては、以下の通り方針を定め、運用と監視を行っております。

	役割	関与可能期間	必要インターバル期間
上場会社の監査・レビュー業務	業務執行社員	7年	2年 (ただし筆頭は5年間)
	審査担当者	7年	3年
	その他の監査業務の 主要な担当者等	理事会で決定	理事会で決定

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

協会の規則等を踏まえて、当法人の新規契約の締結及び更新に係る方針を定めております。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

専門要員の監査チームへの選任は、必要な経験、能力、必要な時間の十分な確保等といった事項を踏まえ、厳正かつ公正な監査を実施するために必要な人材を確保するという観点から実施しております。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、社員の報酬に関する規程に基づき、理事会により決定しております。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

法人内で毎月1回、会計、監査、不正、税務について研修を行っており、品質管理規定において、専門要員のCPDの履修状況のモニタリング等、及び不足した場合、監査業務の制限を行うことにしております。

(ウ) その他

情報通信技術の取得又は開発・維持に努めております。
当法人では、理事会・周知会議を通じて専門職員同士の情報通信技術の取得・維持・配分を努めております。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

専門的な見解の問合せを受けるべき事項については、当該事項に該当する事象に直面した場合には、法人内で定めた専門家の見解を入手することにいたしております。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合、理事会により監査上の判断の相違に対処し解決しております。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

監査業務について、監査計画段階から、監査の実施過程、監査判断の過程、監査の完了段階まで、監査チームによる監査の実施と並行して審査担当者による重要事項、重要判断の審査を実施しております。
審査担当者には、当法人の審査担当者の選任に関する方針又は手続に基づき、その職責を果たすため適切な適性、能力及び適切な権限を有する日本の公認会計士である社員が選定されます。その選任及び解除にあたり、各理事会が承認することで、審査担当者の客観性を確保しております。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、監査調書を紙面で作成しており、監査ファイルの最終的な整理の完了時点で監査調書の原本は品質管理責任者等の管理下に置き、これ以降に監査チームが原本にアクセスできないような規程を設け、運用及び監視を行っております。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、収集及び伝達をいたしております。また維持する会議体（周知会議）を毎月1回開催しております。当法人は、品質管理システムを維持するための方針又は手続を専門要員に伝達しております。また、当法人は監査品質に関する報告書を発行し、法人の品質管理システムに関する情報を開示しております。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人が前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合の双方について監査業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するため、監査業務所間の引継ぎに係る方針及び手続を定めております。当法人が後任監査人となる場合、前任監査人に対して、監査人の交代事由及び不正リスクへの対応状況等の監査上の重要な事項について質問するように定めております。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人では、理事長を法人の品質管理システムに関する最終責任者とし、品質管理担当責任者を品質管理システムの整備及び運用責任者としております。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

品質管理基準報告書第1号で求められる品質管理システムの構成要素に関連する品質目標として、当法人が達成すべき品質目標を明確化しております。

その目標達成の過程においてどのようなリスクが存在しているのかを識別し、そのリスクの重要性を評価し、方針又は手続の策定、統制活動を含むリスクを軽減するための措置を講じております。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、日常的モニタリングの他、法人の品質管理システム及び個々の業務品質の定期的モニタリングを年に1度実施しております。

法人の品質管理システムのモニタリング

法人の品質管理システムの定期的なモニタリングとして、独立した評価チームが年に一度、各品質目標のリスク対応手続の整備及び運用状況の評価しております。

発見事項の評価、根本原因分析及び識別された不備への対応

当法人は、モニタリング活動の実施、外部検査及びその他の関連する情報から特定された発見事項が、個別にまたは組み合わせて品質管理システムに及ぼす影響を評価いたします。識別された不備に対しては、根本原因を分析し、不備の重大性及び広範性を評価した上で、品質改善計画を専門職員に伝達され、適時に改善活動が実施されます。

- ④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当法人の品質管理システムに関する最終責任者である理事長が全ての関連する情報に基づき品質管理システムの年次評価を実施した結果、当法人の品質管理システムは業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると評価しました。

- ⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当する事項はございません

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

公認会計士法第2条1項の監査証明業務のすべての業務執行社員及び審査担当者には、公認会計士である社員を任命しております。公認会計士である社員以外の者（特定社員等）は、現在在籍していません。

- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー））を受けた年月

令和7年1月

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

品質管理本部が実施する監査業務の定期的な検証を通じて監査業務の品質の確保を実施し、こちらのレビューにより生じた問題点は、理事会・周知会議に報告され、その対応が決定されています。この報告を基に理事長は当該措置が適正であることを確認しております。

5. 公認会計士（大会計等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は法第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当する事項はございません

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当する事項はございません

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
12人	0人	12人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	その他	計
理事会	経営に関する意思決定	6人	1人	7人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である 使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 大阪事務所	大阪市中央区瓦町 三丁目4番8号	2人	0人	2人	23人
(従) 東京事務所	東京都豊島区北大塚 2丁目24-5-301	5人	0人	5人	10人
(従) 神戸事務所	兵庫県神戸市中央区 海岸通8番（神港ビル）	5人	0人	5人	2人

四. 監査法人の組織の概要

組織図は別紙の通りです

五. 財産の概況

1. 売上高の総額（単位：千円）

	第49期	第50期
	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
売上高		
監査証明業務	488,720	491,005
非監査証明業務	22,850	27,600
合 計	511,570	518,605

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため添付はございません

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため該当ございません

4. 供託金等の額

該当事項はございません

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人のため記載ございません

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

令和7年3月31日現在

1	グンゼ株式会社
2	三和ホールディングス株式会社
3	株式会社オリジン
4	日本瓦斯株式会社
5	モリテックスチール株式会社
6	新コスモス電機株式会社
7	株式会社ハークスレイ
8	V A L U E N E X株式会社
9	アトラグループ株式会社
10	株式会社トーホー
11	株式会社アサヒペン
12	グローム・ホールディングス株式会社
13	明海グループ株式会社
14	トレーディア株式会社
15	セーレン株式会社